

労働者派遣事業に関わる情報提供 名古屋営業所

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

対象期間 2024年1月1日～2024年12月31日

事業所名称	名古屋営業所
事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1番4号 JRセントラルタワーズ20F

① 派遣労働者の数(1日平均)(2025年6月1日現在)	87 人
② 派遣先の実数(事業年度あたりの事業所数)	45 件
③ 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの額の平均)	20,622 円
④ 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの額の平均)	13,419 円
⑤ マージン率 ※(③-④)÷③ 小数点第2位以下を四捨五入	34.9%

派遣料金・派遣労働者の賃金(1日8時間当たりの額の平均)には、当社で就業する全ての職種の平均となります

※マージンには、以下の費用等が含まれております。

- 派遣会社が負担する社会保険料
- 派遣会社が負担する雇用保険料・労災保険料
- 派遣会社での教育訓練費・福利厚生費
- 派遣会社社員の人件費、事業所運営費
- 派遣社員の社宅の会社負担金、引越費用、懇親会、慶弔費用等
- 有給休暇にかかる賃金

教育訓練に関する事項

教育訓練の種類	対象者	実施方法	賃金支給 状況	労働者の費用負 担の有無
細胞培養研修	派遣労働者	OFF-JT	有給	無
分析研修				
社員研修会				
細胞フォロー研修			無給	
分析フォロー研修				

労働者派遣法第30条の4第1項に基づく労使協定の締結に関する事項

締結状況	締結済み
対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
有効期間の終期	2026年3月31日

労働施策総合推進法に基づく中途採用比率の公表

2024年	47%
2023年	49%
2022年	45%

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則(昭和41年労働省令第23号)により公表いたします。

キャリアコンサルティング相談窓口 【設置部署名】管理部 【連絡先】06-4807-5710